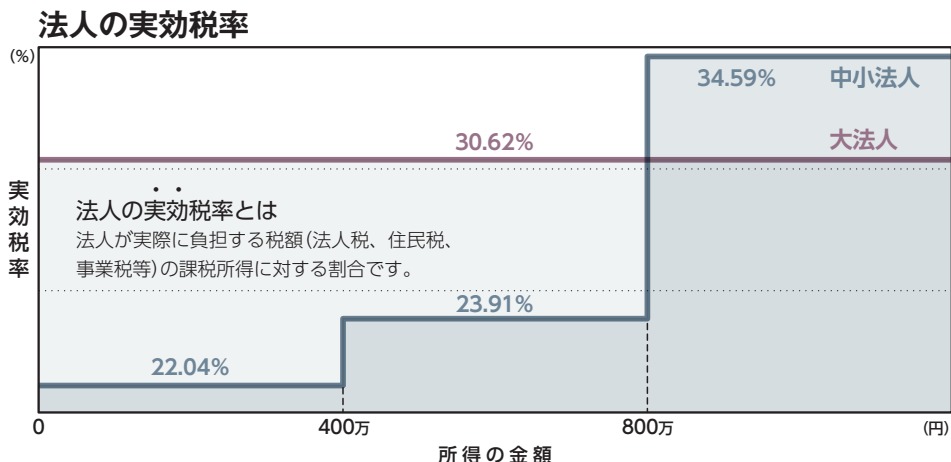


法人税率 税率構造



(注1) 実効税率の計算上、地方税の税率は超過税率(東京都)を前提として計算しています。
 (注2) 中小法人は資本金が1億円以下の一定の法人、大法人は資本金が1億円超の外形標準課税対象法人として計算しています。

C O L U M N

【防衛力強化に係る財源確保に向け増税案】

防衛力強化に係る財源確保のため、税制部分については2027年度時点で1兆円強を増税により確保する。具体的には、法人税、所得税、たばこ税の3つを組み合わせ、複数年かけて段階的に実施する方針。増税のタイミングは2024年以降の適切な時期。

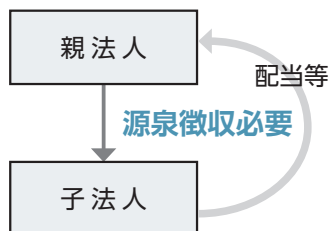
税目	内容	税収案
法人税	税額に4~4.5%の新たな付加税を課す	7,000億円程度
	中小法人に考慮する観点から法人税額から500万円の税額控除	
所得税	税額に1%の新たな付加税を課す	2,000億円程度
	復興特別所得税の税率を1%引下げ、2037年までの課税期間を延長(延長期間は未定)	
たばこ税	段階的に増税し、1本換算で3円引上げ	2,000億円程度

完全子法人株式等の配当等に係る源泉徴収の見直し

改正前

【問題点】

企業グループ内における一時的な資金負担や完全子法人における源泉徴収事務の負担、税務署における還付事務の負担や還付加算金の支払いが生じている。



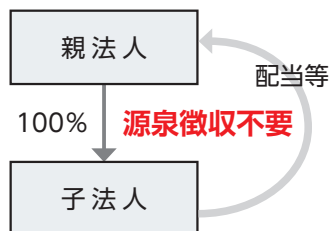
(注) 法人はすべて内国法人であることを前提としています。

改正後

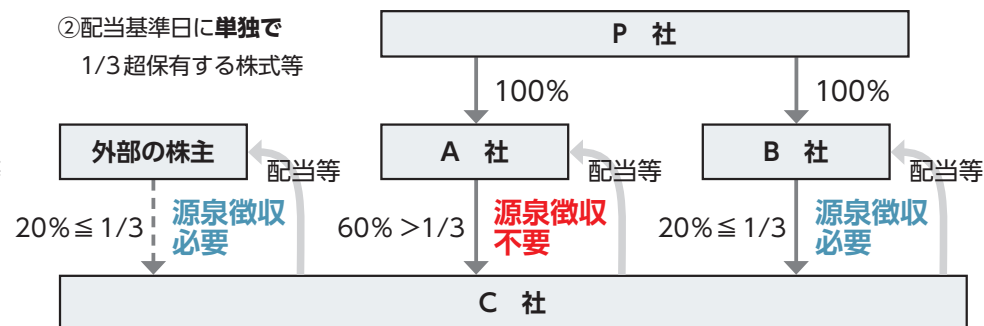
下記の①②のようなケースにおける一定の配当等については所得税の源泉徴収を行わないことになります。

【具体例】

① 完全子法人株式等



② 配当基準日に単独で1/3超保有する株式等

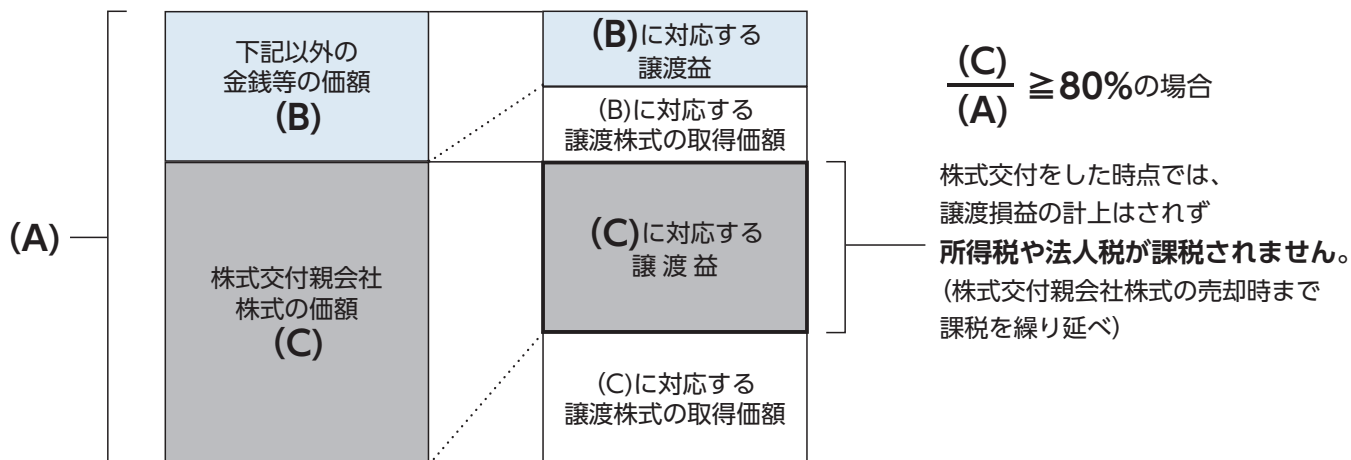


適用時期 2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

株式交付制度に係る譲渡所得の計算の特例措置の見直し

(1) 本措置の概要

個人や法人が、一定の株式交付により株式を譲渡した場合には、株式交付親会社株式に対応する譲渡損益の計上が繰り延べられます。譲渡対価のうち、株式交付親会社株式の価額の占める割合が80%以上であれば本措置の適用ができます。



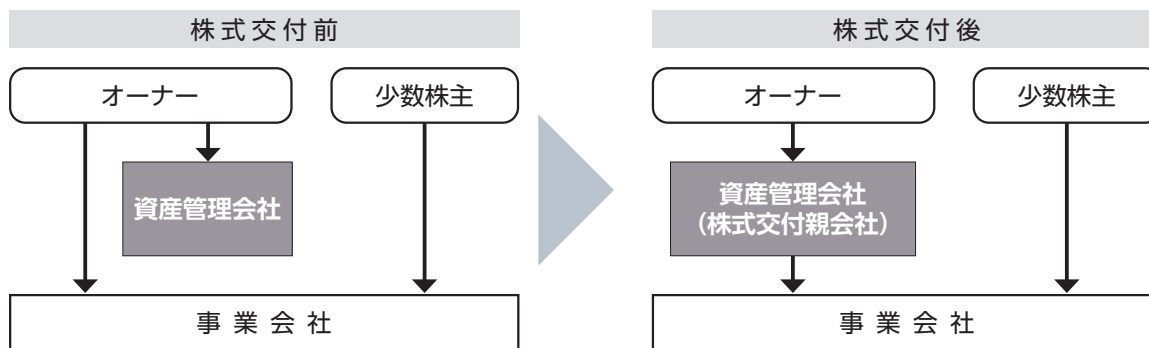
株式交付とは？

株式会社が他の株式会社を**子会社とするために**、子会社となる会社の株主から株式を譲り受け、対価として自社の株式等を交付する制度です。

2023
改正

(2) 本措置の見直し

本措置の対象から、**株式交付後に株式交付親会社が同族会社(*)に該当する場合は除外**されます。 (*)非同族の同族会社を除きます。



改正前

オーナー家による持株会社化にも本措置を利用することが可能であり、所得税や法人税は課税されませんでした。

改正後

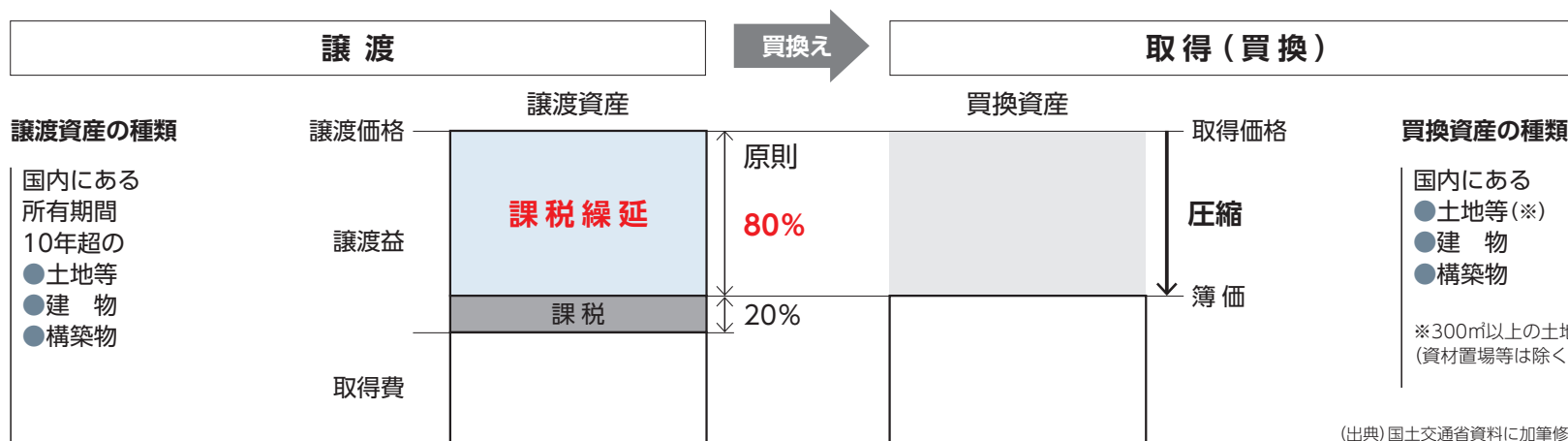
オーナー家による持株会社化を行った場合、株式交付親会社が同族会社に該当することとなるため、本措置の適用はなく、所得税や法人税が課税されることとなります。

適用時期 2023年10月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の見直し・延長

制度の概要

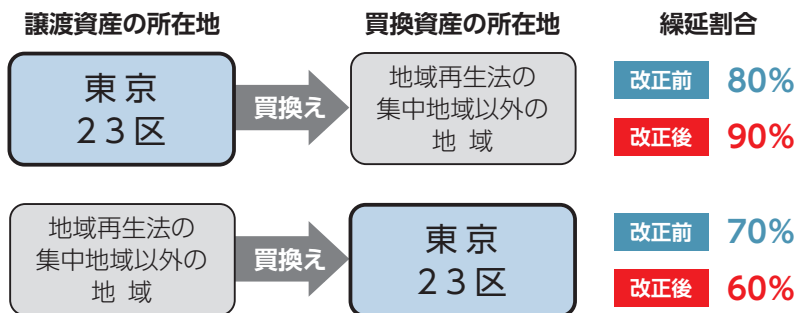
法人(個人の場合も同様です)が2023年3月31日までに、その年の1月1日において所有期間が10年超の国内の土地等を譲渡し、特定の資産を取得する場合には、その譲渡益の原則80%を将来に繰り延べることができます。



**2023
改正**

次の適用要件の見直し等が行われたうえで、適用期限が**3年延長**されます。(所得税についても同様です。)

(1) 本社の買換えに関する課税繰延べ割合の見直し



(2) 届出書の提出要件の追加

下記の事項を記載した届出書を届け出ることが適用要件に加えられます。

記載内容	提出時期
<ul style="list-style-type: none"> ○本特例の適用を受ける旨 ○適用を受けようとする措置の別 ○取得または譲渡予定資産の種類等 	譲渡資産を譲渡した日または、買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間(※)の末日の翌日以後2月以内

(※)「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいいます。

適用時期

適用期限が**2026年3月31日まで延長**されます。

(2)については、**2024年4月1日以後に譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合について適用**されます。